

アスベストで第5回目の交渉

日 時 2006年3月24日(金) 15時30分～
場 所 鉄道建設・運輸整備支援機構9階会議室
参加者 国労：久保業務部長、本間執行委員
機構：管理部職員課轟総括課長補佐、村田課長補佐

交渉経過

- 組合：今日までの周知の状況及び、今後の具体的対応策を明らかにすること。
- 機構：これまでOB新聞や大新聞に掲載してきたが、3月27日付けで全国紙に掲載する。内容は、「石綿を原因とする中皮腫、肺ガン、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水により死亡し、時効により業務災害申請の機会を逸した方々のご遺族に対して救済措置を講ずる」としたものである。全国紙とともに沖縄を除く地方紙35紙にも同時掲載する。
- 組合：周知の問題は個人周知が一番効果的であり、組合として職場毎の個人名簿を提出した場合に、個人周知を行うことが可能か。
- 機構：すべての名簿が明らかにならなければ公平性を欠くことになるので、個人周知を行う考えはない。
- 組合：あくまで個人周知を基本とすることを求める。
- 組合：健康診断の申込者数、受診者数、受診結果を明らかにすること。
- 機構：申込者数は787人で、そのうち受診承認数は643人、不承認は33人でその理由は「亡くなられた方、配偶者が受けたいという方、JR退職者」等である。受診完了者は344人であり、そのうち41人に健康管理手帳が交付されている。

- 組合：業務災害認定者数及び申請受理者数を明らかにすること。
- 機構：業務災害認定者数は3月22日現在21名であり、下記の通りである。

元 職 場	認 定 日	病 名	健 康 状 態	作 業 内 容
加古川気動車区	04年3月	胸膜中皮腫	04年 月死亡	デ イ ェ ルマフラー
品川電気区	04年6月	胸膜中皮腫	04年3月死亡	車両床下吹き飛ばし
苗穂工場	05年1月	石綿肺	療養中	機関車検修
大船工場	05年1月	胸膜中皮腫	04年12月死亡	電車解体修繕
鷹取工場	05年4月	胸膜中皮腫	04年5月死亡	配管作業
大船工場	05年7月	中皮腫	03年10月死亡	天井や化粧版修繕
広島工場	05年9月	中皮腫	療養中	機関車検修

中国自動車 鷹取工場	05年9月 同年10月	石綿肺 中皮腫	療養中 療養中	自動車整備 機関車検修
浜松工場	同年10月	石綿肺	療養中	同 上
浜松工場	同年10月	び・胸膜肥厚	療養中	同 上
浜松工場	同年10月	石綿肺	療養中	同 上
釧路機関区	同年10月	中皮腫	療養中	同 上
函館船員区	同年12月	中皮腫	04年12月死亡	船員作業で曝露
長野工場	同年12月	石綿肺	05年11月死亡	機関車検修
大宮工場	同年12月	中皮腫	05年4月死亡	機関車検修
苗穂工場	同年12月	び・胸膜肥厚	療養中	機関車検修
小倉工場	同年11月	中皮腫	05年8月死亡	機関車検修
大宮工場	同年12月	中皮腫	療養中	機関車検修
札幌客貨車区	同年12月	び・胸膜肥厚	療養中	ボイラー
王寺駅	06年1月	中皮腫	04年10月死亡	配車係・隣が石綿工場
*長野工場	00年1月	中皮腫	98年9月死亡	車輛解体・ブレーキ
*横浜羽沢駅	06年2月	中皮腫	療養中	貨物駅構内入換作業
*新津工場	06年3月	中皮腫	05年10月死亡	機関車検修

*印：労働災害認定

また、申請受理者数は以下の通り（計36名）である（申請受理順）。

機構東日本支社管内（25名）

新津工場、土崎工場、品川電力区、大船工場、大船工場、釧路工場、浜松車掌区、大井工場、大井工場、弘前運転区、苗穂工場、新津工場、苗穂工場、苗穂工場、小山電車区、大宮工場、木曾福島機関区、武蔵野機関区、盛岡工場、浜松工場、苗穂工場、神奈川電車区

機構西日本支社管内（11名）

吹田工場、小倉工場、鷹取工場、後藤工場、後藤工場、後藤工場、岡山機関区、姫路第二機関区、幡生工場、糸崎機関区、向日町運転所

組合：新法制定など、迅速な認定作業が求められているなかで、機構としても新たな要員配置なども検討すべきではないのか。

機構：組合の主張は理解する。3月の状況をみて柔軟に対応していきたい。

組合：健康診断は「1回限りとする」とされているが、健康被害の状況や潜伏期間の長さなどを考慮すると、1回で終了とはならない。今後の健康管理対策の考え方はどうか。

機構：今後の受信状況をみながら判断していきたい。

組合：現在すでに入換業務でも発症し労災認定される状況になっている。従って「アスベストに関連した業務を行った可能性が否定できない例」の中に、「施設区・操車場」を挿入すること。

機構：「例」にとられることなく、すべて中味を聞きながら対応している。「例」のなかの「等」に基づき対応している。

組合：行政として「基発」を発して認定基準の緩和の措置を講じている。「06年2月9日以降の支給決定から適用」となっており、これらの内容について周知徹底すること。

機構：3月27日付けで新法にあわせ規程改正を行う。問い合わせがあれば資料を送付したい。

組合：業災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置について、給付金等の内容、申請手続き及び申請状況、申請者数見通しを明らかにすること。

機構：給付金内容は今までと同じと考えている。特別殉職年金は「基本給の6ヶ月分、最低保障 1,962,500円」、特別遺族一時金は「平均賃金または標準報酬の1,700日分、最低保障 1,800万円」である。一時金は前渡し分として4年分と考えている。従って「死亡日の翌月から4年を経過したとき」となっている。

請求の期限は、平成21年3月26日とする。

組合：亡くなられた遺族への周知方はいかがか。

機構：死亡届けは法務局に永久保存しており、今回の新聞広告で周知したい。

組合：救済内容について、現情勢を反映した上積み補償を実施すること。

機構：業務災害に合わせなければならぬとは考えていない。

以 上